



# 宮 崎 県 公 報

令和8年6月4日(木曜日) 第718号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

### 告 示

○宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示…………… (水産政策課) 1

### 公 告

○土地改良区の定款変更の認可…………… (団体指導検査課) 2

頁

○土地改良区管理規程の変更の認可…………… (団体指導検査課) 2

### 公安委員会公告

○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 2

### 選挙管理委員会告示

○政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の届出…………… 3

○資金管理団体の指定及び異動の届出…………… 6

## 告 示

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和8年6月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県告示第 435号

#### 宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程(昭和55年宮崎県告示第 115号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(沿岸漁業改善資金の種類等)	(沿岸漁業改善資金の種類等)
第2条 沿岸漁業改善資金の種類及び貸付内容並びにその1沿岸漁業従事者等、1認定中小企業者及び1促進事業者ごとの貸付限度額及び償還期間は、別表第1のとおりとする。ただし、東日本大震災(東日本大震災特財法第2条第1項に規定する大震災をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたもので、原子力災害(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による影響を受けているものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和8年3月31日までに県が貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表第1の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年間延長して適用するものとする。	第2条 沿岸漁業改善資金の種類及び貸付内容並びにその1沿岸漁業従事者等、1認定中小企業者及び1促進事業者ごとの貸付限度額及び償還期間は、別表第1のとおりとする。ただし、東日本大震災(東日本大震災特財法第2条第1項に規定する大震災をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたもので、原子力災害(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による影響を受けているものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和9年3月31日までに県が貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表第1の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年間延長して適用するものとする。
(期限前償還)	(期限前償還)
第12条 知事は、借受者が次に掲げるもののいずれかに該当すると認めるときは、償還期限(分割払の場合の各支払期日を含む。)にかかわらず、当該借受者に対し、貸付金の全部又は一部の期限前償還をさせるものとする。	第12条 知事は、借受者が次に掲げるもののいずれかに該当すると認めるときは、償還期限(分割払の場合の各支払期日を含む。)にかかわらず、当該借受者に対し、貸付金の全部又は一部の期限前償還をさせるものとする。
(1)~(3) [略]	(1)~(3) [略]
(4) 借受者につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整	(4) 借受者につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくは

<p>理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。  (5)～(10) [略]  2・3 [略]  様式第4号(第8条関係)  [略]  沿岸漁業改善資金借用証書特記条項  (期限前償還)  第1条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)  は、宮崎県(以下「甲」という。)が次の各号の一に該当すると認め、  期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。  (1)～(3) [略]  (4) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、<u>会社整理開始</u>  若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。  (5)～(10) [略]  [略]</p>	<p>会社更生手続開始の申立てがあったとき。  (5)～(10) [略]  2・3 [略]  様式第4号(第8条関係)  [略]  沿岸漁業改善資金借用証書特記条項  (期限前償還)  第1条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)  は、宮崎県(以下「甲」という。)が次の各号の一に該当すると認め、  期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。  (1)～(3) [略]  (4) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。  (5)～(10) [略]  [略]</p>
---	--

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程第2条の規定は、令和8年4月1日から適用する。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南郷町土地改良区(日南市)から令和8年5月11日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年6月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、山田町土地改良区(都城市)から令和8年4月13日付けで申請のあった管理規程の変更を次のとおり認可した。

令和8年6月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 管理規程の名称  
千貫松頭首工管理規程

- 2 認可年月日  
令和8年5月22日

- 3 管理規程の概要
  - 第1章 総則
  - 第2章 取水等に関する事項
    - 第1節 水位
    - 第2節 取水
  - 第3章 点検及び整備に関する事項
  - 第4章 緊急事態における措置に関する事項
    - 第1節 洪水
    - 第2節 かんばつ

附則

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第8号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条

第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施する。

令和8年6月4日

宮崎県公安委員会委員長 松山 昭

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定 員
新規取得講習	3号警備業務	令和8年8月20日(木)から8月27日(木)まで (土曜日及び日曜日を除く。)	20人
追加取得講習	3号警備業務	令和8年8月25日(火)から8月27日(木)まで	15人

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項に規定する合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務

に従事している者

- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、前記2の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者とする。

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3  
宮崎県技能検定センター  
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも受理する。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
3号警備業務 (新規取得講習) (追加取得講習)	令和8年7月6日(月)から7月17日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 共通

受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)

イ 新規取得講習

2の(1)に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)のイに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(1)のイに該当する者

1 設立届

○その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
黒木りょうすけ後援会	黒木亮佑	黒木亮佑	日向市大字財光寺5722番地6	令和8年3月12日

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(1)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(1)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(オ) 2の(1)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 追加取得講習

資格者証又は講習修了証明書の写し、かつ、前記4の(4)のイの(ア)から(オ)までに掲げる要件に該当することを証明するいずれかの書面

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	3号警備業務	38,000円
追加取得講習	3号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会(代表電話0985-28-0518)に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 公告後、社会情勢の変化により、講習実施の見合わせ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係(代表電話0985-31-0110)に行くこと。

## 選挙管理委員会告示

### 宮崎県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年6月4日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

いぎ茂和後援会	猪 木 茂 和	福 永 洋 子	西都市大字右松2007-17セジュール粟野 205号	令和8年4月7日
高館えいじ後援会	高 館 英 嗣	萬 代 誠	西臼杵郡日之影町大字七折 12220-1	令和8年4月7日
荒武みるき後援会	荒 武 見 希	荒 武 見 希	北諸県郡三股町樺山3472-21	令和8年4月10日
森山しんさく後援会	立 岩 輝 夫	瀧 口 一 喜	延岡市別府町4196	令和8年4月20日
森としき後援会	森 年 樹	森 俊 恵	延岡市伊形町5219-4	令和8年4月22日

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党宮崎県たばこ販売支部	菅 原 壯一郎	会 計 責 任 者	富 永 晃 規	井 上 俊 洋	令和7年4月1日
自由民主党宮崎県柔道整復師支部	山 内 眞	会 計 責 任 者	楠 元 秀 彦	甲 斐 孝 典	令和7年5月25日
自由民主党住吉支部	日 高 陽 一	会 計 責 任 者	田 山 地 桂	上 岡 裕 次	令和8年2月26日
自由民主党宮崎県明日の保育を考える会支部	椎 屋 浩 昭	主たる事務所の所在地	日向市塩見4571番地2塩見保育園内	宮崎市橋通東1丁目7番18号橋保育園内	令和8年3月9日
		代 表 者	椎 屋 浩 昭	山 田 卓 志	
		会 計 責 任 者	細 川 理 宣	弘 中 信 厚	
自由民主党都農町支部	三 輪 安 男	主たる事務所の所在地	児湯郡都農町大字川北 1 2145-2	児湯郡都農町大字川北71 85-2	令和8年3月16日
		代 表 者	三 輪 安 男	黒 木 誠	
参政党宮崎県支部連合会	滋 井 邦 晃	主たる事務所の所在地	宮崎市田野町乙9597-3	えびの市大字大河平 338	令和8年3月20日
		代 表 者	滋 井 邦 晃	戎 谷 暁	
自由民主党五ヶ瀬町支部	甲 斐 政 國	主たる事務所の所在地	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所5758-2	西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内1414-1	令和8年4月9日
		代 表 者	甲 斐 政 國	佐 藤 成 志	
		会 計 責 任 者	佐 藤 成 志	本 田 俊 徳	
自由民主党西米良支部	上米良 玲	主たる事務所の所在地	児湯郡西米良村大字竹原 286番地 1	児湯郡西米良村大字上米良52-2	令和8年4月9日
		代 表 者	上 米 良 玲	白 石 幸 喜	
参政党宮崎県支部連合会	滋 井 邦 晃	会 計 責 任 者	江 隈 利 洋	横 堀 仁 志	令和8年4月17日
参政党宮崎第1支部	永 田 啓 人	代 表 者	永 田 啓 人	森 雄 一	令和8年4月20日
		会 計 責 任 者	横 堀 仁 志	矢 野 智 美	

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
九州南部たばこ販売政治連盟宮崎支部	菅 原 壯一郎	会 計 責 任 者	富 永 晃 規	井 上 俊 洋	令和7年4月1日

宮崎県柔道整復師政治連盟	山内 真	会計責任者	楠元 秀彦	甲斐 孝典	令和7年 5月25日
しげいくにあき後援会	滋井 邦晃	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号かつ第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	令和7年 9月1日
宮崎県保育推進連盟	椎屋 浩昭	主たる事務所の所在地	日向市塩見4571番地2塩見保育園内	宮崎市大字芳土1808番地1ひなたほいくえん内	令和7年 10月16日
		代表者	椎屋 浩昭	山田 卓志	
		会計責任者	細川 理宣	高妻 秀次	
中村千佐江後援会	坂元 忍	主たる事務所の所在地	都城市南横市町3973番地2	都城市南横市町3684番地12	令和7年 10月25日
北林幹雄後援会	平田 逸雄	会計責任者	北林 裕教	北林 尚子	令和7年 12月14日
江内谷みつよし後援会	常明 俊也	代表者	常明 俊也	溝添 正義	令和8年 1月10日
日高まさのり後援会	四角目 吉美	代表者	四角目 吉美	黒木 洋	令和8年 2月1日
波岡ゆみ後援会	波岡 由美	代表者	波岡 由美	波岡 直利	令和8年 3月4日
		会計責任者	波岡 由美	直野 有香	
富井ひさかず後援会	富井 寿一	主たる事務所の所在地	日向市大字財光寺5317番地6	日向市大字財光寺5608番地2	令和8年 3月26日
進藤かねひこ宮崎県後援会	清水 三郎	主たる事務所の所在地	都城市高城町石山 253	都城市下長飯町1932-2	令和8年 4月1日
		代表者	清水 三郎	相葉 雄三	
井川まこと後援会	井川 真	主たる事務所の所在地	都城市山田町中霧島3208-3安藤貸家	都城市志比田町5279-4ドルチェB棟 201号	令和8年 4月16日
東国原英夫後援会	東国原 英夫	主たる事務所の所在地	宮崎市橋通西2丁目4-20アクア宮崎ビル	宮崎市広島1丁目17-21ポレスターアーバンシティ広島1306	令和8年 4月21日

## 3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
竹中ゆきひろ後援会	源 嶋 茂 保	令和7年11月30日
つつい紀夫後援会	大久保 貴 司	令和7年12月1日
日高てつや後援会	松 谷 俊 彦	令和7年12月14日
杉田ためひさ後援会	杉 田 為 久	令和7年12月20日
定信会	河 内 和 郷	令和7年12月25日
中本洋二後援会	中 本 洋 二	令和7年12月31日
谷村ひろつぐ後援会	谷 村 裕 二	令和7年12月31日
榎木智幸後援会	榎 木 厚 男	令和7年12月31日
川南町の議会解散問題を考える会	中 嶋 武 光	令和7年12月31日
河野禎明後援会	河 野 旦 元	令和7年12月31日
比嘉奈津美宮崎県後援会	上 窪 高 志	令和8年2月28日
米盛しんご後援会	米 盛 信 悟	令和8年3月1日
門川町をステキなまちにする会	岩 田 英 男	令和8年3月31日

宮崎県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第 2 項及び第 3 項の規定により、資金管理団体の指定及び異動の届出があったので

、同法第19条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 4 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

1 指定届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
武 井 俊 輔	衆議院議員	俊輔みらいの会	宮崎市江南 1 丁目31番11号	令和 8 年 4 月 6 日
荒 武 見 希	三股町長	荒武みるき後援会	北諸県郡三股町樺山3472-21	令和 8 年 4 月10日
森 山 慎 作	延岡市議会議員	森山しんさく後援会	延岡市別府町4196	令和 8 年 4 月20日

2 異動届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	異動年月日
右 松 隆 央	宮崎県知事	志隆会	公職の種類	宮崎県知事	宮崎県議会議員	令和 8 年 3 月 5 日
富 井 寿 一	宮崎県議会議員	富井ひさかず後援会	主たる事務所の所在地	日向市大字財光寺5317番地 6	日向市大字財光寺5608番地 2	令和 8 年 3 月26日
井 川 真	都城市議会議員	井川まこと後援会	主たる事務所の所在地	都城市山田町中霧島3208- 3 安藤貸家	都城市志比田町 5279- 4 ドルチェ B 棟 201号	令和 8 年 4 月16日